

環境マネジメントシステム規格の JIS 改正

—新たな環境課題への対応とマネジメント効率の向上を目指して—

2026 年 8 月 20 日

気候変動や生物多様性といった環境課題への対応や、ESG(環境・社会・ガバナンス)への関心の高まりを背景に、企業には、サプライチェーン全体で環境への影響を把握し、適切に管理することが、より一層求められています。このような流れに対応するため、2026 年 4 月に環境マネジメントシステム※の国際規格 ISO 14001 が改訂されたことを受け、国際一致規格として「JIS Q 14001(環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引)」を改正しました。

今回の改正では、気候変動や生物多様性への対応の強化、サプライチェーン全体を視野に入れた環境管理に加え、他のマネジメントシステムとの連携をやすくする内容が盛り込まれ、本規格の活用により、変化する環境課題に、より効果的かつ効率的に対応できるようになることが期待されます。

※ 環境方針や目標を定め、その達成に向けて環境保全活動を継続的に改善する仕組み。

1. JIS 改正の目的

JIS Q 14001 は、組織が環境への取組を継続的に改善するための仕組みである環境マネジメントシステム (EMS) の要求事項を定めた規格として広く活用され、現在、国内では 2 万件以上の企業が認証を取得しています。しかしながら、前回改正の 2015 年以降、気候変動対策を推進する「ISO ロンドン宣言」※の採択をはじめ、気候変動や生物多様性といった課題に対応する重要性が高まってきているなど、企業を取り巻く環境課題は大きく変化しました。また、環境情報の開示やサプライチェーン全体での環境負荷の低減に対する社会的な要請も高まっています。

さらに、品質マネジメントシステムや労働安全衛生マネジメントシステムなど、複数のマネジメントシステム規格を併用する企業が増えており、それらを効率的に運用できる共通の仕組みも求められています。

今回の改正は、こうした社会や企業を取り巻く環境の変化に対応するため、2026 年 4 月に発行された ISO 14001:2026 の国際一致規格として JIS Q 14001 の改正を行ったものです。この規格は、組織が気候変動や生物多様性をはじめとする環境課題を踏まえて計画を策定し、取組の実施、評価及び改善を繰り返す PDCA サイクルに沿って、継続的な改善を図ることを基本的な考え方としており、今回の改正は、その実効性をさらに高めるものです。

※ ISO ロンドン宣言：2021 年に ISO が採択した宣言。ISO が策定する全ての国際規格を通じて気候変動対策を推進することを約束したものであり、この宣言に基づき、環境マネジメントシステム規格に限らず、各マネジメントシステム規格において、気候変動への考慮が新たに要求されることとなりました。

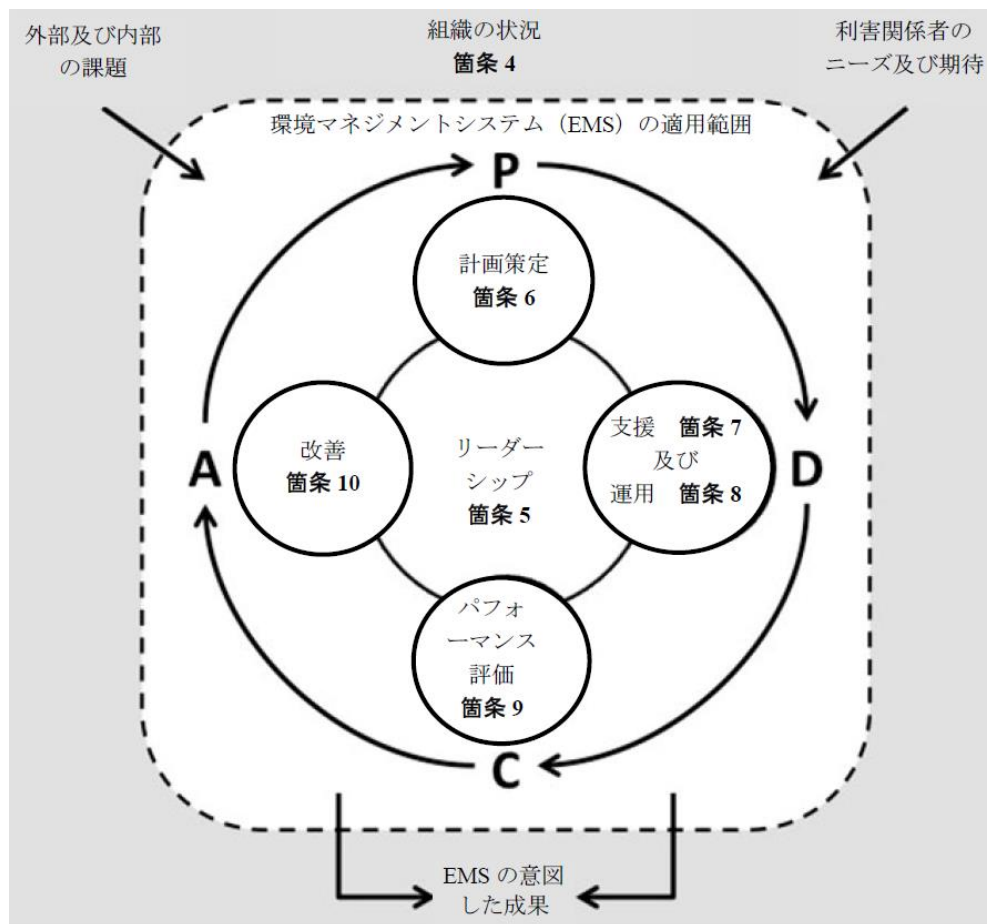


図 PDCA サイクル (JIS Q 14001:2026 より引用)

2. JIS 改正の主なポイント

今回改正した JIS の主なポイントは次のとおりです。

① 気候変動や新たな環境課題への対応の明示

組織が事業活動を行ううえで考慮すべき事項として、気候変動、生物多様性、生態系の健全性、天然資源の利用可能性などが明記されました。これにより、企業はより幅広い環境課題を踏まえて環境管理を進めることが求められることとなります。

② サプライチェーン全体を視野に入れた管理の拡張・ライフサイクル視点

従来の「外部委託したプロセス」という用語が見直され、「外部から提供されるプロセス、製品又はサービス」に対象が拡大されました。これにより、委託先だけでなく、製品又はサービスの供給者も含めた、ライフサイクル全体を考慮した環境管理が求められるようになります。

③ マネジメントシステム共通構造(HS)への適合

ISO マネジメントシステム規格の最新の共通構造 (Harmonized Structure: HS) に対応し、品質や労働安全衛生などの他のマネジメントシステムと組み合わせやすくなりました。また、「リスク」の定義が削除され、有害な影響と有益な影響との対立する概念を包含する「リスク及び機会」の表現に整理された他、「変更の計画策定」の箇条が新設され、事業や製品・サービスの変更によって生じる影響を事前に把握し、適切に対応しやすくなりました。

表 JIS Q 14001:2026 構成

箇条	主な変更点
全体	“文書化した情報”に関する表現の変更(“保持する／維持する”から“利用可能な状態にしなければならない”に変更)
1. 適用範囲	—
2. 引用規格	—
3. 用語及び定義	“リスク”単独の定義の削除と、“リスク及び機会”の定義の微修正 “外部委託する”の定義の削除
4. 組織の状況	- 課題として含めるべき環境状態の例として、気候変動、生物多様性、生態系の健全性などを明記 - EMSの適用範囲の決定の際の考慮事項内に、ライフサイクルの視点を明記
5. リーダーシップ	—
6. 計画策定	6.1内の細分箇条の再編(“リスク及び機会”の決定プロセスの明確化) “変更の計画策定”の細分箇条の追加
7. 支援	—
8. 運用	サプライチェーンへの管理対象の拡張(“外部委託されたプロセス”から“外部から提供されるプロセス、製品又はサービス”への表現の変更)
9. パフォーマンス評価	監査プログラムの文書化した情報を要求
10. 改善	継続的改善に関する細分箇条の統合・再編
附属書A(参考) この規格の利用の手引	- 生態系や自然資本等に関する説明の追加 - トップマネジメントによる、EMSの意図した成果に寄与に関する組織文化の推進の説明を追加 “外部から提供されるプロセス、製品又はサービス”に関する説明の追加

3. 期待される効果

今回の改正により、企業は気候変動や生物多様性などの重要な環境課題を事業上のリスクや機会として捉え、適切に評価・管理することが可能となります。また、環境情報開示に対する社会やステークホルダーからの要請への対応が可能となるとともに、サプライチェーン全体での環境への取組を強化しやすくなります。

さらに、本改正では最新の共通構造（HS）が採用されたため、品質マネジメントなど他のマネジメントシステムとの統合運用が容易になり、企業の運用負担の軽減や業務の効率化も期待できます。今後、国内で2万件を超える認証取得企業が本規格を活用し新たな環境マネジメントを実践することで、日本全体の環境課題への取組に大きく貢献することが期待されます。

※日本産業標準調査会（JISC）のHP（<https://www.jisc.go.jp/>）から、「Q 14001」でJIS検索すると本文を閲覧できます。

【担当】

経済産業省 イノベーション・環境局 国際標準課

bzl-s-kjun-ISO@meti.go.jp 03-3501-1511(内線 3423)

(課長)中野 (担当)小林、小松、松岡、久保田